

# 一関地区広域行政組合審議会等の会議の公開に関する要綱

平成28年4月1日

一関地区広域行政組合告示第14号

## (趣旨)

第1 この告示は、審議会等の会議の公開に関する基本的な事項を定め、住民に対して審議会等の会議の状況を明らかにすることにより、組合業務への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた組合運営の推進に寄与することを目的とする。

## (会議の公開等)

第2 審議会等の会議の公開に関しては、一関市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成18年一関市告示第13号）の例による。この場合において、「一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例（平成19年一関地区広域行政組合条例第2号）」と、「総務部総務課長」とあるのは「総務管理課長」と、「市民の室及び各支所市民ホール等」とあるのは「一関市にあつては市民の室及び各支所市民ホール等に、平泉町にあつては町民ホール等」と、「市民の閲覧」とあるのは「住民の閲覧」と、「市のホームページ」とあるのは「組合のホームページ」と、「市民等からの」とあるのは「住民等からの」と、「一関市情報公開条例第7条」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例第7条」と、「一関市情報公開条例第 条第 号」とあるのは「一関地区広域行政組合情報公開条例第 条第 号」と読み替えるものとする。